

特別養護老人ホーム等の施設では、自動火災報知設備の作動により、自動で119通報(直接通報)することが義務付けられました。

消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

平成25年12月27日 消防予第492号より抜粋

令別表第1(6)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとしたこと。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでないものとしたこと。

施行日は平成27年4月1日ですが、経過措置といたしまして、既存の施設にあつては、平成30年3月31日までに設置することとなっております。

なお、大隅曾於地区消防組合では、自動的に連動するよう指導しております。



消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)の連動について

火災が発生すると・・・

- ①自動火災報知設備の感知器が作動する。
- ②火災通報装置が連動し自動で119番通報される。
- ③消防本部通信指令室で通報内容を確認し、呼び返しをする。
- ④火災通報装置から呼び出し音が鳴りますので、受話器をとって通信指令室に状況等を説明する。
- ⑤呼び返しにより火災を確認した場合、又は応答がない場合は消防車両が出動する。

